

議案第7号

富津市農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の制定について  
富津市農地耕作条件改善事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月17日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、農地耕作条件改善事業を実施するに当たり受益者から分担金を徴収するため、条例を制定するものである。

## 富津市農地耕作条件改善事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく農地耕作条件改善事業に係る分担金（以下「分担金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農地耕作条件改善事業 市が事業主体となり実施する農地耕作条件改善事業をいう。

(2) 受益者 農地耕作条件改善事業により特に利益を受ける者をいう。

(分担金の額等)

第3条 分担金の額は、当該年度の実施区域ごとの農地耕作条件改善事業に要する費用のうち、国又は県から受ける補助金の額を差し引いた額の範囲内において市長が定める。

2 市長は、前項に規定する分担金の額を定めたときは、速やかに当該分担金の額等を受益者に通知するものとする。

(分担金の徴収)

第4条 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 受益者は、市長が指定する期限までに分担金を納めなければならない。

(分担金の減免等)

第5条 市長は、災害その他やむを得ない理由により受益者が分担金を納入することが困難であると認めるときは、当該分担金を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。